

# 富田小学校 P T A

## ホームページ作成並びに公開に関する規定

### 第一条 総則

この規定は四日市市立富田小学校（以下当校という）P T Aのホームページ作成並びに公開に関する事項を定める。

### 第二条 範囲

ホームページ上における文字、文章、写真、画像、音声、動画、圧縮、暗号化されたデータ、プログラム実行ファイル、プログラムリストなどの電子データ及び公開する際の手続きなどを定める。

### 第三条 ホームページ公開の目的

- ( 1 ) 当校 P T A の活動について情報を発信し、広くその理解と協力を得、より充実、発展したものにするために活用する。
  - ( 2 ) 当校 P T A の活動について広く意見を受信する。
  - ( 3 ) 当校及び P T A 行事を案内する。
  - ( 4 ) 当校の情報公開を助け、児童の学習成果や活動を保護者に公開する。
- 以上の目的で公開するが、ホームページは現在の < P T A 便り > などの情報発信手段の補助とする。

### 第四条 禁止事項

- ( 1 ) 法律で禁止された行為。
- ( 2 ) 犯罪行為に結びつく行為。
- ( 3 ) 当則第三条からはずれた行為。
- ( 4 ) 知的所有権や著作権を侵害する行為。
- ( 5 ) 財産・プライバシーを侵害する行為。  
児童、教職員、保護者などの住所、電話番号などの公開。  
個人を特定できる写真や文章などの個人情報。
- ( 6 ) 不利益を与えるおそれのある行為。
- ( 7 ) 誹謗中傷や差別する行為。
- ( 8 ) その他学校に対する非難等のおそれのある行為。

### 第五条 公開データのチェック

公開データは公開前にホームページ運営委員会がチェックするものとする。  
但し、次の場合は P T A 会長と学校長の承認を得て運用を認める。  
行事の実施の有無など、情報の発信に急を要する場合。  
災害時などの情報の発信に急を要する場合。

### 第六条 ホームページ運営委員会（以下運営委員会という）

- ( 1 ) 運営委員会の委員は P T A 会長及び顧問とし、必要に応じ会長は若干名の委員を委嘱することができる。
- ( 2 ) 会長を委員長とする。

## 第七条 公開、更新、継続、削除、日常の管理

### (1) 公開

ホームページ担当者(以下担当者という)は公開ページを作成し運営委員会に許諾の申請をする。

運営委員会は公開範囲にふさわしい内容、条件を備えているかを協議し、判定する。

運営委員会は判定結果とその判定理由を速やかに担当者に連絡する。

公開の承認を得た場合、担当者は速やかに公開作業を行う。

### (2) 更新

ページの内容を更新する際は、新規登録と同じ手順を踏むものとする。ただし、不適切な内容、間違った内容が公開後に発見され、緊急に更新する必要がある場合には会長と学校長の承認により更新が行えるものとする。

ページを更新する場合、担当者は公開予定ページを作成し

運営委員会に許諾の申請をする。

### (3) 継続

公開の継続期間はその公開の目的が終了するまでとする。

ただし、公開後または公開継続の検討後、1年を経過したものについては運営委員会が公開の継続、内容の修正を検討することとする。

### (4) 削除

運営委員会は削除の理由を協議し、判定する。

運営委員会が公開を継続すべきであると判定した場合は、そのデータの著作権保有者の了解をとった上で公開手続きをとるものとする。

### (5) 日常の管理

日常の管理は担当者がこれを行う。

本規定や内規に沿わない公開データが発見された場合、発見者は直ちに会長に伝えるものとする。会長は、運営委員会で協議し削除すべきと判断した場合、担当者に削除するよう命じることとする。

会長は公開されたページを、コンピューターを日常的に使用しない会員が閲覧できるよう、授業参観日など会員が集まる時は校内にコンピューターを設置するものとする。

## 第八条 作成上の注意事項

(1) 各ページにはブラウザで表示される形で、作成者または役職、制作年月日、更新年月日を明記することとする。

(2) 公開するデータは著作権法に違反しないものに限る。

(3) 公開するにあたり、不必要なプライバシーに関する情報、他人、他団体を誹謗中傷する内容は登録しない。

- (4) 原則として、児童個人が特定できる写真は公開しないものとする。
- (5) やむを得ず個人が特定できる写真を公開する場合には、その写真のコピーとその公開の必要性を説明した文書を該当の保護者に配布し保護者と児童本人の了解とった上で一般公開する。

第九条 トラブル発生時の対応

この規定にしたがって公開されたページにより、トラブルが発生した場合は、運営委員会で協議する。協議した内容は、すべてPTA役員会で報告する。

第十条 規定の改定、修正

現行の規定で対応できないことがあることがわかった場合、運営委員会は直ちに規定の改定または修正を行う。

附則1 . この規定は平成17年4月18日より実施する。